

令和6年度第3回松本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 次第

日時：令和6年10月31日（木）午前10時

場所：市役所東庁舎4階 第3委員会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

ア 第3期子ども・子育て支援事業計画（素案）について 【資料1】

イ 児童福祉専門分科会答申（案）について 【資料2】

4 その他

5 閉 会

■ 第4回松本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
令和7年2月3日（月）午後3時を予定

(協議事項)

児童福祉専門分科会 資料1
R6. 10. 31
こども部 こども育成課

第3期松本市子ども・子育て支援事業計画（案）について

1 趣旨

これまでの児童福祉専門分科会における、第2期子ども・子育て支援事業計画の実績と子育てに関する調査の結果による量の見込みと確保方策の協議内容を踏まえ、第3期計画（案）について協議するものです。

2 第3期計画（案）

別冊のとおり

3 計画の位置付けについて

裏面のとおり

4 今後のスケジュールについて

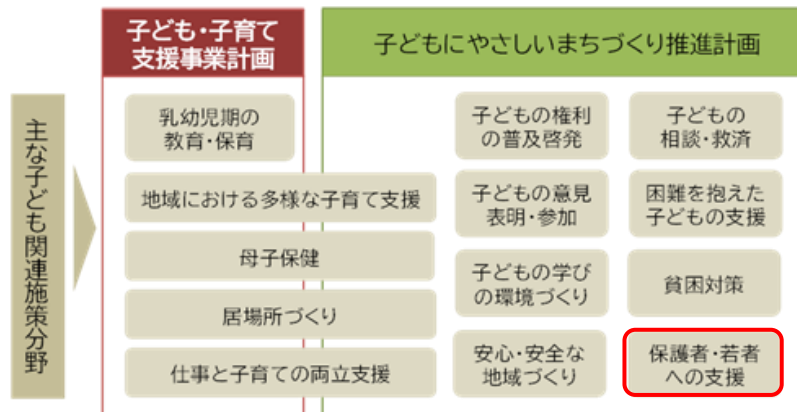
R6. 11. 14	第2回社会福祉審議会
21	市への答申
12月中旬～ 1月中旬	パブリックコメントの実施
R7. 1月中旬～	最終計画案作成
2月上旬	最終計画案協議（第4回児童福祉専門分科会開催）
3月下旬	第3期松本市子ども・子育て支援事業計画策定
4. 1	計画施行

「子ども・子育て支援事業計画」及び
「子どもにやさしいまちづくり推進計画」の位置付けについて

1 趣旨

国が市町村に求める「こども計画」の策定について、本市では「子ども・子育て支援事業計画」及び「子どもにやさしいまちづくり推進計画」の2つの計画を関連付けることで、国が進める「こども計画」に位置付けるものです。

国の「こども計画」に含まれる施策分野の両計画の対応



2 経過

各計画策定に係る会議体において、「こども計画」としての位置付けについて説明を行ったものです。

(1) 児童福祉専門分科会

8月23日開催の会議において、両計画を関連付け「こども計画」に位置付けることについて説明し、了承

(2) 子どもにやさしいまちづくり委員会

10月24日開催の会議において、新たに若者施策を追加し、両計画を関連付け「こども計画」に位置付けることについて説明し、了承

3 子どもにやさしいまちづくり推進計画

(1) 概要

松本市子どもの権利に関する条例に基づき、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的、継続的に推進する計画です。

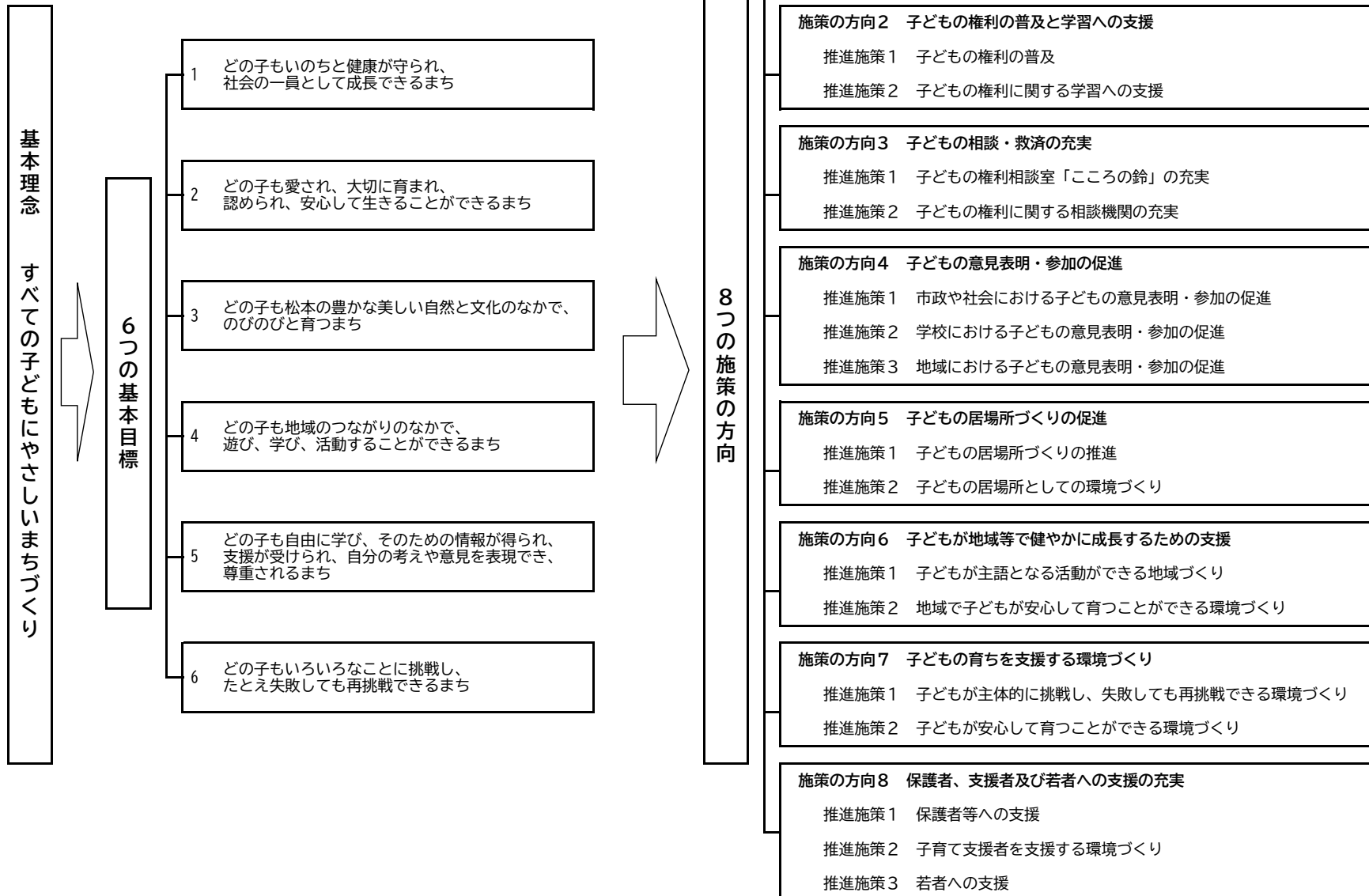
令和7年度を始期とする第3次計画に新たに若者への支援を推進施策に追加するものです。

(2) 次期計画の骨子等

次ページのとおり

第3 次子どもにやさしいまちづくり推進計画

基本理念/基本目標/施策の方向



第3次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画事業（若者施策）

事業名	担当課室	事業概要
ユースサポート事業	地域づくり課	高校生や大学生等の若者が地域や多様な人と関わる機会を創出し、地域への愛着や関心を高めるとともに、まちづくり等において活躍できるように若者の活動を総合的に支援します。
学割でおトクにかえるパスポート（学割力エルパ！）事業	地域づくり課	高校生以上の学生等が市内の学割力エルパ！協賛店で学生証を提示すると、各店舗が定めたサービス特典を受けます。
若者チャレンジ応援事業	地域づくり課	若者自らが「まちの魅力向上」や「地域の課題解決」に向けて挑戦する提案事業に対して、市が財政的な支援を行い若者の社会参画を推進します。
結婚支援事業	移住推進課	少子化対策として、結婚・出産を希望する市民の後押しとなる支援を行うもの。
奨学金返還支援事業	移住推進課	市内中小企業の人材確保を図るとともに、若年層の地元企業への就職や定着を促進するため、松本市に居住する若者の経済的支援を行うもの。
松本ユース平和ネットワーク	平和推進課	松本市内に通学、通勤する若者（高校生、大学生、20代社会人等）が、核や平和の問題を実践的に学び、自ら考え、行動し、次世代へ平和の連鎖を繋げていく。また、この活動を通して平和について学び、松本から世界に平和を発信していくことができる人材の育成を目指します。
地区公民館フリースペース開放事業	生涯学習課・中央公民館	若者（小学生～大学生）の居場所づくりへ向け、年間を通じて、地区公民館にフリースペース（学習・会話・ゲーム等）を開設する。また、若者が利用を通じて地域との接点を生み出す「きっかけ」につなげるため、公民館職員等の大人を常住させ、「ほど良い距離感」で関係性を構築します。 (R6開設館)庄内地区・第三地区・城東・白板地区・島内・芳川・寿公民館・・・全7館
青少年ホーム事業	生涯学習課 青少年ホーム	15歳以上35歳未満の青少年に対する福利厚生事業を実施し、青少年の居場所や出会い、学びの場を提供します。
青少年ひきこもり支援事業	生涯学習課 青少年ホーム	全国のひきこもり人口が146万人という令和5年3月末日時点の厚生労働省の統計のとおり、若者も現代社会の生きづらさを感じたり、学校、職場等での人間関係（いじめ）、失敗等の原因により、ひきこもる人が増えています。 当事者及び家族、支援者、関心のある方を対象に、ひきこもりの現状及び若者の当事者の気持ちを理解し、対応の参考にしていくための研修会・講演会を開催します。

(協議事項)

児童福祉専門分科会 資料2
R 6 . 1 0 . 3 1
こども部 こども育成課

児童福祉専門分科会答申（案）について

令和7年度から5か年を計画期間とした「第3期子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっての必要な事項は、下記のとおりです。

記

1 策定に必要な事項

(1) 乳幼児期の質の高い教育・保育の確保

ア 施設型給付及び地域型保育給付に係る事業の推進

イ 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組の推進

(2) 地域のニーズの応じた子育て支援の充実

ア 利用者支援事業

イ 地域子育て支援拠点事業

ウ 妊婦健康診査

エ 産後ケア事業

オ 乳児家庭全戸訪問事業

カ 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

キ 子育て世帯訪問支援事業（こども安心訪問支援事業）

ク 子育て短期支援事業

ケ ファミリー・サポート・センター事業

コ 一時預かり事業

サ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

シ 延長保育事業

ス 病児・病後児保育事業

セ 放課後児童対策（放課後児童健全育成事業／放課後こども教室）

ソ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

タ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現する環境づくりの推進

2 意見

- (1) 国のこども大綱を勘案し、子育て支援のみならず、こども・若者の成長や学び、生活基盤の安定化等を支援する「こども計画」への位置付けとなる計画策定としてください。
- (2) 待機児童の解消や、「こども誰でも通園制度」の本格実施に向け、保育士の確保等に努めてください。
- (3) 虐待の防止やヤングケアラーの負担軽減のため、適切な支援を行ってください。
- (4) 共働き世帯の増加や核家族化等により、ニーズが増えている児童館・児童センター等の老朽化・狭隘化対策による施設整備を計画的に進めてください。